大阪 歯科 保険医新聞

9/15

2019年第1341号

（毎月5、15、25日発行）

大阪府歯科保険医協会
発行人　和田　武
大阪市浪速区幸町1-2-33
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-net.org/
●定価・年間10,000円　月1,000円
●1977年5月23日第三種郵便物認可

妊産婦医療助成の創設へ

9月20日 署名締切

会員の声集め大阪府に要請

協会は全ての妊産婦が経済的な不安なく受診できるよう「妊産婦医療費助成制度」の創設を大阪府に求める会員署名に取り組んでいる。署名は20日に集約し、24日に府に提出する。同制度は「子ども医療費助成制度」のように妊産婦期の窓口負担を自治体が補助する制度で、すでに一部の県で実施されている。平尾清司社保研究部長が協力を呼びかけている。

平尾 社保研究部長が呼びかけ

2018年度診療報酬改定で医科に新規導入された「妊婦加算」は、ただでさえ重い窓口負担に加算が上乗せされることに批判が集中し、1年を待たずに凍結されました。子育て世帯にとって医療費の負担は深刻な問題です。全ての妊産婦がお金の心配をせずに受診できるよう窓口負担の軽減は喫緊の課題です。

健やかに妊産婦期を過ごすには、病気の早期発見と継続的な治療が欠かせません。特に歯科では、妊娠中にう蝕・歯周病が悪化しやすいことや、歯周病が早産や低体重児出産に関連していることが明らかになり、定期的な受診が重要になっています。

安心して子どもを産み、育てるために、経済的な不安なく受診できる妊産婦医療費助成制度の創設が強く求められています。

歯科でも評価必要

現在、中央社会保険医療協議会では妊婦加算の再導入へ向けた議論が進んでいます。妊婦の治療は投薬や麻酔など専門的知識や特別な配慮が必要です。妊婦の歯科受診は産婦人科、内科に次いで多く、対応を求められることが少なくありません。妊婦と胎児を守る環境を整備するために、医科・歯科への診療報酬上の評価は不可欠と言えます。

18年改定の混乱を繰り返さないためにも、患者負担の軽減が急がれます。協会は、妊産婦医療費助成制度の創設を求める会員署名に取り組み、大阪府議会に届けます。

子どもを産み、育てやすい大阪にするために、多くの歯科医師の先生のご賛同を心から呼びかけます。

今号同封の「妊産婦医療費助成制度」の会員署名

歯科にこそ妊産婦医療費助成制度の創設を
会員署名にご協力お願いします
大阪府歯科保険医協会

●赤ちゃんと母体が安心し、妊娠中の口腔状態
妊娠初期は、甲状や生体量が出現と関連します。
妊娠中は口腔内の変化が著で、唾液の量を、ホルモンバランスの変化などにより、う蝕や歯肉炎が進行しやすくなります。

●妊産婦への歯科治療にも格別な配慮が必要
妊娠期への歯科は通常でも、妊娠中は薬剤の処方などと、特別な対応と配慮が必要です。
「妊婦加算」の対象を歯科にも拡充し、診療機関で適切に評価する必要があります。
評価が患者の負担に見合う適切な制度となっ（ママ）ており、初年度入された医科の「妊婦加算」は証明書を発行されました。また「妊婦加算」とともに、子育て世帯にとって負担軽減を考慮することで、妊娠中及び産後の母の赤ちゃんを守ることにつながり、安心して受診できる大きな手助けとなります。

●妊産婦は歯科の受診率が高い
「妊産婦の口腔内健康管理に関する調査」では、産婦人科以外の受診先として、歯科に次ぐ高頻度は、2番目に多くなっており、歯科への高い受診動機があります。既に母親を対象として、無料にしなければならない母親さんも、医療費助成制度を生活保護に拡充することで、歯科にかかりやすくなります。歯子、実践（医保のみ）、衣類、絵本、書籍などを、妊娠期及産後期対象者が実施されています。大阪でも、子どもを産み育てやすい大阪にするため妊産婦医療費助成制度の創設を求めます。

大阪府歯科保険医協会　9月20日（金）
FAX　06-6568-0564

【要望書】
1. 妊産婦が安心して出産・子育てするために「妊産婦医療費助成制度」を早期設置してください
1. 「妊産婦医療費助成制度」を設立するよう国に求めて下さい

私のひとこと

医療機関名：
住　所：
氏　名：

保険医ゴム印でも結構です

10月から診療報酬改定

消費増税、金パラ価格受け

厚労省は10月１日から診療報酬を改定する。消費増税と歯科用金パラの材料価格の変動に伴う対応。消費税対応分として初診料は14点増、再診料は３点増となる。

金パラの材料価格は軒並み引き上げとなるが、〝逆ザヤ〟解消には程遠い改定点数となっている。薬価については一部のみ改定となるため、注意が必要だ。改定内容の詳細は４面に掲載。

協会・保団連は『歯科点数早見表・10月版』を発行し、９月25日付に同封して会員に届ける。

4面に改定点数の詳細を掲載

個別指導の実相 5

罰金科す場に変質

結果通知

個別指導の結果通知を見つめ、男性は肩を落とした。文書には「再指導」の文字。「きちんと持参物を準備し、指導官の質問にも誠実に答えられたと思います。不備な点も反省し、改めることを約束したのに」。困惑しながらそう語った。

大阪の場合、被指導者の3～5割が再指導になっている。指導結果は、▽要監査▽再指導▽経過観察▽概ね妥当――で通知されるが、再指導と経過観察がほとんどだ。厚生局は結果の理由を明らかにしていないため、何が再指導の〝決め手〟になったか分からない。

指導大綱では、「再度指導を行わなければ改善状況が判断できない場合」を再指導、「（適正を欠く部分が）軽微で（略）改善が期待できる場合」を経過観察、「概ね妥当適切である場合」を概ね妥当としている。判定基準としては極めてあいまいだ。

指導官の裁量によって結果が左右されるのではないか。そんな疑念を抱く象徴的な事例が「概ね妥当」の件数だ。大阪では過去10年にわたって皆無に等しいが、他の都道府県では一定数を占める。同じ指導大綱に基づいて行われているにもかかわらず、大阪の異常さが際立っている。

指導結果とともに通知されるのが、改善すべき事項と返還すべき事項だ。改善事項は、診療報酬の算定などに問題があった部分を列挙したものだ。返還すべき事項は、いわゆる「自主返還」を求める項目だ。

協会の個別指導対策講習会

指導では当然のように自主返還が指示されるが、診療報酬の返還請求権を持つのは保険者であり、厚生局に権限はない。だからこそ保険医療機関の任意による「自主返還」という形になっている。ところが、厚生局は任意の協力との原則に反し、1年分のカルテやレセプトの点検を迫り、「返還額が少ない」などと半ば強制している。

歯科疾患管理料では、実際に検査して管理計画を策定したのにカルテ記載の一部が抜けただけで返還に至ったケースがあった。診療行為そのものを取り消すような自主返還は言語道断だ。保険のルールを学ぶ機会に過ぎない個別指導が、罰金を科す場に変質している。

保団連近畿ブロックは、指導結果理由の明確化とともに、自主返還については被指導者の自主性を尊重するよう求めている。（おわり）

協会、大阪市内４地区

大阪府・市に要望書

口腔保健対策など求める

協会は大阪府への2019年度の要望書を取りまとめ、11日に提出した。子どもの口腔保健対策と指導問題を中心に5分野41項目。大阪市内4地区は8月20日、大阪市に要望書を提出した。

府への要望では、子どもの口腔崩壊の実態調査を要請。児童・生徒が確実に治療を受けられるよう学校への援助や、児童相談所への嘱託歯科医の配置などを求めた。

審査・指導分野では、指導官の高圧的な言動が問題になっていることから、指導大綱に基づく「懇切丁寧」な指導を要望。指導選定理由の開示や指導日の休日・夜間の開催などを求めている。

大阪市への要望は、国保・介護・生活保護、医療費助成など9分野67項目。国保では「協会けんぽ・共済健保」並みの保険料に引き下げることや、減免制度の拡充を要望。子どもの医療費助成では一部負担金の無料化を訴えている。

（3面に要望項目を掲載）

「保険で良い歯科」署名

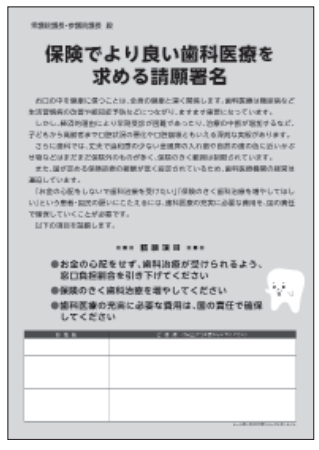
保険でより良い歯科医療を求める請願署名

お口の中を健康に保つことは、全身の健康と深く関係します。歯科医療は糖尿病などを含む生活習慣病の改善や感染症予防などにつながり、ますます重要になっています。
しかし、経済的理由により受診受診が困難であったり、治療の中断が発生するなど、子どもから高齢者まで、歯が抜ける原因や口腔崩壊ともいえる深刻な実態があります。
さらに歯科では、広く保険適用されるものが多く、全国的に、歯科の高い自己負担がせめぎ合いとなっており、保険の中で適用されるものが多く、保険の中で適用されるものが多く、適用されていません。
また、国が定める保険診療の範囲が狭く設定されているため、歯科医療機関の経営は厳しくなっています。
「お金の心配をせず、歯科治療が受けられるよう、窓口負担割合を引き下げてください」「保険のきく歯科治療を増やしてほしいとよく患者・家族の皆さんにこたえるには、歯科医療の充実に必要な費用を、国の責任で確保していくことが必要です。
以下の項目を請願します。

■■■ 請願項目 ■■■
●お金の心配をせず、歯科治療が受けられるよう、窓口負担割合を引き下げてください
●保険のきく歯科治療を増やしてください
●歯科医療の充実に必要な費用は、国の責任で確保してください

氏名　　住所・フリガナ・ふりがな

今号に同封

「保険でより良い歯科医療の実現を求める」請願署名用紙を今号に同封しています。11月末まで取り組みます。一人でも多くの署名協力をお願いします。署名用紙の追加注文は事務局（TEL06-6568-7731）まで。

歯界

9日は「救急の日」で、8～14日は救急医療週間だった。外来環の施設基準でおなじみのAEDは年々増加し、約60万台が国内に設置されている。最近は街中でもよく目にするようになった。

突然の心停止の場合、AEDを使えば救命率は約6倍上昇するという。しかし、心停止後の使用率はわずか4・7％。AEDの未配備や救助者の知識不足、要救助者の発見の遅れなど原因は様ざまだが、医療人としては迷いなく対応する心構えを持ちたい。

「消防白書」（2018年度）によれば、病院に収容するまでの救急搬送時間は39分だった。10年前から7分延びた。高齢者数の増加もあるが、大阪では住吉市民病院の廃止に象徴されるように救急医療機関数の減少が影響を及ぼしている。

維新府政の下、福祉医療費助成の負担増や国保料の引き上げが相次ぐ。府民の命を守るべき行政が、命を脅かしている。府政の転換へ〝救急処置〟が求められる。（Y）

求人情報の更新

協会ホームページの求人情報を９月15日に更新しました。
URL
http://osk-net.org/job/